

伊達市告示第102号

伊達市高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年4月30日

伊達市長 須田 博行

伊達市高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱

( 以下別紙 )

## 伊達市高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰による影響を受けている低所得の高齢者世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的とし、高齢者エアコン購入設置券(様式第1号。以下「購入券」という。)の交付を受けた者(以下「購入券交付決定者」という。)に、エアコンを販売した市の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に対して行う補助金の交付に関し、伊達市補助金等の交付等に関する規則(平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる対象者は、市内に本社を有し、次の各号のいずれかに該当する登録事業者とする。ただし、市民税又は法人市民税を滞納しているものを除く。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下であること。
- (2) 従業員数が50人以下であること。

(事業者の登録)

第3条 市の登録を受けようとする事業者は、高齢者エアコン購入設置補助事業者登録申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 営業証明書又は開業証明書
- (2) 市民税又は法人市民税の納税証明書
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第3号)

2 伊達市入札参加有資格業者名簿に登録のある事業者は、前項各号に規定する書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を高齢者エアコン購入設置補助事業者登録決定・却下通知書(様式第4号)により通知するとともに、高齢者エアコン購入設置補助事業者登録名簿(様式第5号。以下「登録名簿」という。)に登録する。

(補助対象エアコン)

第4条 補助金の交付の対象となるエアコンは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録事業者が購入券交付決定者に販売した壁又は窓に固定して設置するエアコンであること。ただし、市長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難と認める場合は、この限りでない。

(2) 新品の家庭用省エネエアコンであること。

(3) 購入券交付決定者が居住する住宅に設置するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、エアコン本体の購入費及び設置に係る経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

(購入券交付対象者)

第7条 購入券交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住している65歳以上の高齢者のみの世帯であること。(原則施設入所者は除く。)

(2) 世帯全員が市民税非課税であること。

(3) 居住する住宅にエアコンが1台もない又は故障等により1台も使用できない状態にあること。

(4) 世帯全員に市民税等の滞納がないこと。

(5) 対象住宅が賃貸の場合には、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ていること。

(購入券の申請等)

第8条 購入券の交付を希望する者は、高齢者エアコン購入設置券申請書兼同意書(様式第6号。以下「申請書」という。)を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、購入券を交付する。

3 購入券交付決定者が第4条に規定する補助対象エアコンを購入しようとするときは、第3条の登録を受けた登録事業者へ購入券を提出し、エアコン本体の購入及び設置に係る費用の総額から補助額を差し引いた額を支払い、購入するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、高齢者エアコン購入設置補助金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 購入券

(2) エアコン設置報告書兼請求書(様式第8号)

(3) 工事写真台帳（様式第9号）

(4) エアコン本体の購入及び設置に係る費用の総額から補助額を差し引いた額  
がわかる書類

(5) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、高齢者エアコン購入設置補助金交付決定兼額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（実績報告の併合）

第11条 第9条の規定による交付申請は、規則第15条に規定する実績報告と併合するものとする。

（登録事業者の変更等の届出）

第12条 登録事業者は、登録事項に変更があったときは、高齢者エアコン購入設置補助事業者登録変更届出書（様式第11号）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、事業を廃止、休止又は再開するときは、高齢者エアコン購入設置補助事業者廃止・休止・再開届出書（様式第12号）により直ちに市長へ届け出なければならない。

（登録の有効期間）

第13条 登録事業者の登録の有効期間は、第3条の規定による登録が行われた日から当該年度の3月31日までとする。

（登録の取消し）

第14条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録内容に虚偽があったとき。

(2) 第3条第1項及び第9条に規定する書類に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取消しを必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録名簿から抹消し、高齢者エアコン購入設置補助事業者登録取消通知書（様式第13号）により登録事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第21条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第1条関係）

高齢者エアコン購入設置券

年 月 日付で申請のあった高齢者エアコン購入設置券の申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

交 付 番 号	
交 付 対 象 者	
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付対象者住所	
設 置 場 所 等	<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> その他の居室（      ）

年 月 日

伊達市長

事業者確認欄

設 置 年 月 日	年 月 日	
登 録 事 業 者 名		
エアコン購入及び 設置に係る費用	総額 円	補助予定額（上限5万円） 円

備考

- 1 この券は、市の登録を受けた事業者でのみ使用できます。
- 2 この券を他人に譲渡したり、担保に供することはできません。

高齢者エアコン購入設置補助事業者登録申請書

伊達市長

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

伊達市高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱第3条に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本要綱第2条に掲げる要件を満たすことを誓約します。

設立年月日		資本金等	
常勤従業員数		前期年間売上高	
事業内容			
(本要綱第3条第2項) 伊達市入札参加有資格 業者名簿登録の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
その他特記事項			

※その他、上記記載欄が不足する場合は、別紙を添付して補足しても差し支えない。

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・誓約に関する同意書

年 月 日

伊達市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

私は、伊達市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、必要がある場合は、伊達市が関係機関に対して当内容について確認するため、照会することに同意します。

なお、要件に該当しないとき又は記載事項に偽りがあるときは、申請を無効とされ、又は補助の決定を取り消されても異議はありません。

※社会的非難関係者とは、次に掲げる者をいう。

- 1 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し又は協力した者
- 2 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
- 3 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
- 4 法律上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与（結婚式における祝儀又は香典若しくは供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲内におけるものを除く。）をした者

様式第4号（第3条関係）

高齢者エアコン購入設置補助事業者登録 決定・却下 通知書

年 月 日

様

伊達市長

事業者登録番号	
商号又は名称	
代表者職・氏名	
事業所の所在地	
区 分	<input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下
申請年月日	年 月 日
決定年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
却下理由	

備考

- 1 登録内容に変更があった場合又は事業を廃止若しくは休止する場合は、届出をしてください。
- 2 登録内容に虚偽があった場合は、登録事業者としての登録を取り消すことがあります。





## 【誓約事項】

第7条 購入券交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住している65歳以上の高齢者のみの世帯であること。(原則施設入所者は除く。)
- (2) 世帯全員が市民税非課税であること。
- (3) 居住する住宅にエアコンが1台もない又は故障等により1台も使用できない状態にあること。
- (4) 世帯全員に市民税等の滞納がないこと。
- (5) 対象住宅が賃貸の場合には、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ていること。

## 【確認事項】

- 1 申請者及び世帯員は、この伊達市高齢者エアコン購入設置券交付の可否を決定するに当たり、次のことについて、伊達市が調査することに同意します。
  - (1) 住民基本台帳
  - (2) 市民税課税状況
  - (3) 暴力団排除条例第2条に規定する排除措置対象者の該当の有無
- 2 次のいずれかに該当するときは、伊達市高齢者エアコン購入設置券交付決定の取り消しを命じられても異議を申し立てません。
  - (1) 交付対象要件を満たさないとき。
  - (2) 虚偽の申請、その他不正な行為により決定を受けたとき。
  - (3) その他要綱の規定に違反したとき。

様式第7号（第9条関係）

高齢者エアコン購入設置補助金交付申請書

年 月 日

伊達市長

申請者 事業者名 \_\_\_\_\_  
登録番号 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 購入券
  - (2) エアコン設置報告書兼請求書（様式第8号）
  - (3) 工事写真台帳（様式第9号）
  - (4) エアコン本体の購入及び設置に係る費用の総額から補助額を差し引いた額がわかる書類
  - (5) その他

年 月 日

エアコン設置報告書兼請求書

伊達市長

登録番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

伊達市高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱第4条に掲げる要件及びエアコンがない、又は故障していることを確認し、別紙のとおりエアコンを設置したので報告し、伊達市高齢者エアコン購入設置補助金を請求します。

1 設置依頼件数	件
2 設置件数	件
3 補助金請求額	円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

## 工事写真台帳

撮影日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

購入券交付番号 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_

工事前（令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日）

室内機設置予定場所

ここに写真を添付してください。  
（室内機設置予定場所の写真）

室外機設置予定場所

ここに写真を添付してください。  
（室外機設置予定場所の写真）

工事後（令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日）

室内機設置完了場所

ここに写真を添付してください。  
（室内機設置完了場所の写真）

室外機設置完了場所

ここに写真を添付してください。  
（室外機設置完了場所の写真）

事業者名 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

高齢者エアコン購入設置補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金について、次のとおり交付することと決定したので、伊達市高齢者エアコン購入設置補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

年 月 日

伊達市長 印

交付決定確定額	円
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊達市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊達市を被告として（訴訟において伊達市を代表する者は伊達市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

高齢者エアコン購入設置補助事業者登録変更届出書

年 月 日

伊達市長

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

届出者 氏名 (名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事業者登録番号 \_\_\_\_\_

項目	変 更 前	変更後
商号又は名称		
代 表 者 職 ・ 氏 名		
事業所の所在地		
そ の 他		
変 更 年 月 日	年 月 日	

※変更のある項目のみ記入してください。

様式第 12 号 (第 12 条関係)

高齢者エアコン購入設置補助事業者 廃止・休止・再開 届出書

年 月 日

伊達市長

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

届出者 氏名 (名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事業者登録番号	
商号又は名称	
代表者職・氏名	
事業所の所在地	
登録年月日	年 月 日
区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開
廃止・休止・再開 年 月 日	年 月 日

様式第 13 号 (第 14 条関係)

高齢者エアコン購入設置補助事業者登録取消通知書

年 月 日

様

伊達市長

事業者登録番号	
商号又は名称	
代表者職・氏名	
事業所の所在地	
登録年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消理由	